

# 公益財団法人岩手県学校給食会学校給食充実向上・食育推進支援事業 補助金交付等要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、学校給食の充実向上とそれを通じた食育の推進を支援するため、学校給食関係団体が行う学校給食の運営改善等の調査研究、研修会・講習会の開催、食の指導等の事業に対して、予算の範囲内で公益財団法人岩手県学校給食会（以下「本会」という。）が行う補助金の交付又は給食食材の無償給付（以下「補助金交付等」という。）について必要な事項を定めるものとする。

## (補助金交付等対象者)

第2条 この要領において補助金交付等対象者は、学校給食の充実向上及び食育推進のための活動をしようとする者とする。

- 2 補助金交付等対象者は、営利活動、政治活動及び宗教活動等、学校給食に関する活動に相応しくない活動をしてはならない。

## (補助金交付等対象事業、補助金交付等対象経費等及び補助金額等)

第3条 この要領において補助金交付等対象事業は、次に掲げるものとする。ただし、本会が経費の全部又は一部を負担して主催又は共催するものは除く。

- (1) 学校給食に関する研修会、講習会、展示会、親子料理教室等の開催
  - (2) 学校給食の運営改善等に関する調査研究、研究発表等
  - (3) 学校給食を通じた食育の指導等
  - (4) 学校給食を通じて県産物の消費拡大等、地産地消推進に関する活動
  - (5) 前各号に掲げる活動を充実向上させるための書籍、広報紙、パンフレット等の作成
  - (6) その他本会が進める学校給食の充実向上とそれを通じた食育推進に寄与すると認められる活動
- 2 前項の事業に係る経費のうち、補助金交付等対象経費等及び補助金等は、別表に定めるものとする。

## (補助金交付等申請)

第4条 前条の事業に係る経費について補助金交付等の申請をしようとする者は、別紙様式1 学校給食充実向上・食育推進支援事業補助金交付等申請書に当該事業に係る事業計画書を添付して、事業開催日の1か月前までに本会の会長（以下「会長」という。）あて提出するものとする。

- 2 前項の申請手続は、毎年度、当該年度の1月末日までとし、それ以降は、翌年度の4月に開催する事業については、前年度の3月から申請手続を開始することができるものとする。

## (補助金交付等決定)

第5条 会長は、前条の規定による申請があった場合には、公益財団法人岩手県給食会学校給食充実向上・食育推進支援事業補助金交付等審査会に諮り、その選定承認を得て、補助金交付等の決定を行い、別紙様式2 学校給食充実向上・食育推進支援事業補助金交付等決定通知書により申請者に

通知するものとする。

(補助金交付等請求書)

第6条 前条の補助金交付等決定の通知を受けた者は、速やかに別紙様式3 学校給食充実向上・食育推進支援事業補助金交付等請求書により会長あて当該補助金交付等の請求を行うものとする。

(補助金交付等変更申請)

第7条 補助金交付等決定後、事業の変更、中止又は廃止をしようとする場合は、別紙様式4 学校給食充実向上・食育推進支援事業補助金交付等事業変更(中止・廃止)承認申請書を会長に提出し、その承認を受けるものとする。

2 会長は、前項の申請による補助金額等の変更又は事業の中止・廃止がやむを得ないと認める場合は、別紙様式5 学校給食充実向上・食育推進支援事業補助金交付等事業変更(中止・廃止)決定通知書により補助金交付等変更(中止・廃止)承認申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金交付等を受けた者は、事業完了後、別紙様式6 学校給食充実向上・食育推進支援事業補助金交付等事業実績報告書を会長に提出するものとする。

(報告・検査)

第9条 会長は、必要があると認める場合は、補助金交付等を受けた者に対して交付等を受けた経費の経理等について報告を求め、事業実施状況及び関係書類等の検査を行うことができる。

(補助金の返還等)

第10条 会長は、補助金交付等を受けた者が、次の各号の一に該当する場合は、補助金交付等の決定を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付等を受けたとき。
- (2) 補助金又は給食食材を他の用途に使用したとき。
- (3) 第7条の補助金交付等事業変更(中止・廃止)承認申請を要するのに当該手続をしなかったとき。
- (4) 事業の不公正・不公平な実施状況等から当該事業の継続を不相当と認めるとき。
- (5) その他補助金交付等決定後の事情変更等により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

2 会長は、前項の取消しをした場合、既に交付した補助金については、その全部若しくは一部の返還を請求し、既に無償給付した給食食材については、その食材価格の全部若しくは一部に相当する金額の返還を請求するものとする。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

年 月 日

公益財団法人岩手県学校給食会  
会 長 侘 美 淳 様

住 所  
団 体 名  
代表者（責任者）名

### 学校給食充実向上・食育推進支援事業補助金交付等申請書

標記について、公益財団法人岩手県学校給食会学校給食充実向上・食育推進支援事業補助金交付等要領第4条の規定に基づき、別紙補助金交付等事業計画を添え下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の名称

2 年度事業計画書  
別紙のとおり。

## 年度補助金交付等事業計画書（実績報告書）＜補助金交付用＞

1	申請者	団 体 名				
		代表者（責任者）職名				
		代表者（責任者）名				
2	事業の内容等	調査研究、食育指導、 書籍発行等事業の名称				
		事 業 の 目 的				
		事 業 項 目	内 容			
3	事業期間	事業の着手（予定）日	年 月 日			
		事業の完了（予定）日	年 月 日			
4	事業実施 体制	事 業 項 目	実 施 場 所	実 施 担 当 者	参加（予定） 人 数	
					人	
5	科 目	① 事 業 費	② ①のうち補 助対象経費	③ 補 助 金 額	備 考	
合 計						

- (注) 1 科目は、報償費、旅費、需要費等事業実施に伴って必要となる科目を、事業費は、当該科目の所要額を、補助対象経費は、所要額のうち、別表により補助の対象とする経費を、補助金額は、補助対象経費のうち、別表の対象経費区分ごとの補助金額（対象経費の科目ごとに、限度額の範囲内で選択）をそれぞれ記入してください。
- 2 5の③の補助金額については、②の金額のうち、別表（補助金交付等対象経費等及び補助金額等）の1補助金交付対象経費及び補助金額の表の補助金額の上限の範囲で、それぞれ補助金を受ける額を記入してください。

別 紙

年度補助金交付等事業計画書（実績報告書）＜給食食材無償給付用＞

1	申請者	団 体 名					
		代表者（責任者）職名					
		代表者（責任者）名					
2	事業の内容等	研修会・講習会・料理教室等の名称					
		事業の目的					
		事業項目	内 容				
3	事業期間	事業の着手（予定）日	年 月 日				
		事業の完了（予定）日	年 月 日				
4	事業実施体制	事業項目	実施場所	実施担当者		参加（予定）人数	
						人	
5	給食食材のコード	① 給食食材の品名	② 銘 柄	③ 数 量	④ 単 価	⑤ 金 額	⑥ ⑤のうち給食食材無償給付相当額
合 計							

- (注) 1 給食食材コードは、本会が整理するために記入するものですので、記入不要です。
- 2 5の⑥の給食食材無償給付相当額については、⑤の金額のうち、別表（補助金交付等対象経費等及び補助金額等）の2給食食材の無償給付の対象等の表の無償給付の上限等の範囲で、それぞれ給食食材の無償給付を受ける額を記入してください。



公益財団法人岩手県学校給食会  
会 長 侘 美 淳 様

住 所  
団 体 名  
代表者（責任者）名

### 学校給食充実向上・食育推進支援事業補助金交付等請求書

標記について、公益財団法人岩手県学校給食会学校給食充実向上・食育推進支援事業補助金交付等要領第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

#### 記

1 補助事業の名称

2 補助金交付等請求額等

(1) 補助金請求額 円

(2) 給食食材無償給付請求 別紙 年度補助金交付等事業計画書（給食食材無償給付用）のとおり。（申請時の別紙 令和 年度補助金交付等事業計画書（給食食材無償給付用）を一部変更して決定したときは変更決定後のものを添付）

3 補助金等請求取扱金融機関等

(1) 補助金請求

ア 取扱金融機関 イ 口座番号

ウ 口座名義人

(2) 無償給付請求

ア 給食食材引取日時 年 月 日 時 分 ～ 時 分

イ 給食食材引取場所

ウ 給食食材引使用場所

エ 給食食材使用開始日時 年 月 日 時 分

(注) (2)のイの給食食材引取場所は、原則として本会としますが、運搬手段等で引取の都合等がつかない場合は、予めご連絡いただければ本会で配送します。

年 月 日

公益財団法人岩手県学校給食会  
会 長 佐 美 淳 様

住 所  
団 体 名  
代表者 (責任者) 名

**学校給食充実向上・食育推進支援事業補助金交付等事業変更  
(中止・廃止) 承認申請書**

年 月 日付で補助金交付等の決定のあった事業について、下記のとおり変更  
(中止・廃止) したいので、公益財団法人岩手県学校給食会学校給食充実向上・食育推進支援事業  
補助金交付等事業要領第 7 条第 1 項の規定に基づき申請します。

記

1 変更 (中止・廃止) の理由

2 変更 (中止・廃止) の内容

変更 (中止・廃止) 前	変更 (中止・廃止) 後	備 考



別紙様式第5（第7条第2項関係）

岩 学 給 第            号  
年   月   日

団            体            名  
代表者（責任者）名            様

公益財団法人岩手県学校給食会  
会 長            侘 美            淳

**学校給食充実向上・食育推進支援事業補助金交付等事業変更（中止・廃止）  
決定通知書**

年   月   日付で承認申請のあった学校給食充実向上・食育推進支援事業補助金  
等事業変更（中止・廃止）を            年   月   日付で決定したので公益財団法人岩手県学校  
給食会学校給食充実向上・食育推進支援事業補助金交付等要領第7条第2項の規定により通知し  
ます。



別 表 （第3条第2項関係）

補助金交付等対象経費等及び補助金額等

1 補助金交付対象経費及び補助金額

対 象 経 費	科 目	補 助 金 額
<p>要領第3条第1項各号に掲げる事業のうち、次に該当するもの</p> <p>1 学校給食に携わる栄養教諭、学校栄養職員又は調理員で構成する学校給食関係団体が実施する県規模以上の学校給食に関する研究大会・研修会・講習会の開催や調査研究等</p> <p>2 全国規模の学校給食に関する研修会・講習会等への参加等</p>	<p>報償費、旅費、需要費、役務費、使用料及び賃借料、負担金、その他</p> <p>会長が必</p>	<p>事業費が30万円以上の場合に30万円を限度に、予算の範囲内で補助</p>
<p>3 要領第3条第1項各号に掲げる事業のうち、専ら学校長や学校給食センター等で構成する学校給食関係団体が実施する学校給食の運営改善に関する研究会・研修会・講演会等の開催、調査研究及び調査研究資料の発刊等</p>	<p>要かつ適切と認める科目</p>	<p>事業費が10万円以上の場合に10万円を限度に、予算の範囲内で補助</p>
<p>4 1から3に該当する事業以外で学校給食関係団体が実施するIから3に準じる事業で学校給食の充実向上や食育推進に資すると認められるもの</p>		<p>事業費の2分の1の額又は10万円のうちいずれか低い額を上限として予算の範囲内で補助</p>

2 給食食材の無償給付の対象等

無 償 給 付 の 対 象	無 償 給 付 の 上 限 等
<p>1 要領第3条第1項各号に掲げる事業のうち、学校給食に携わる栄養教諭、学校栄養職員又は調理員で構成する学校給食関係団体が実施する学校給食に関する研修会及び講習会の開催等</p>	<p>1 I団体1回の研修会等の開催につき、給食食材の供給価格の5万円相当分とする。</p> <p>2 給付する給食食材の品目は、本会で取扱っている食材に限る。</p> <p>3 本会の取扱う給食食材は、1単位量が多いので少量の食材については、1の補助金</p>
<p>2 1以外の学校給食関係団体が実施するIに準じる活動で学校給食の充実向上や食育推進に資する活動と認められるもの</p>	<p>1 I団体1回の研修会等の開催につき、給食食材の供給価格の3万円相当分とする。</p> <p>2 給食食材の品目等は、上記2、3のとおり。</p>